

法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標Ⅱ－１ 国民が金融サービスを適切に利用できること

重点目標	Ⅱ－１－（１） 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること
政策	Ⅱ－１－（１）－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 Ⅱ－１－（１）－② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
重点目標	Ⅱ－１－（２） 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること
政策	Ⅱ－１－（２）－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 Ⅱ－１－（２）－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 Ⅱ－１－（２）－③ 公認会計士監査の充実・強化

【評価結果の概要】

金融サービスの利用者保護の仕組みの確保については、平成 18 年 6 月に成立した金融商品取引法の円滑な施行に向けて政令・内閣府令の整備に取り組んだほか、多重債務問題に対応するため、内閣に設置された多重債務者対策本部において 19 年 4 月に「多重債務問題改善プログラム」をとりまとめ、具体的な施策に取り組んでいます。また、国民が金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解を深めてもらうため、副教材やパンフレットの作成・配布、ホームページを通じた情報提供に努めています。金融経済教育の充実に今後も取り組んでいく必要があります。

ディスクロージャーの充実については、公開買付制度や大量保有報告制度を見直したほか、大量保有報告書の EDINET（電子開示システム）による提出義務化等、制度整備が進み、開示の充実が図られると考えています。さらに、企業財務情報の信頼性確保のためには公認会計士監査の充実・強化が必要不可欠であり、厳正な会計監査の確保に資するものとして、19 年 6 月に改正公認会計士法が成立しました。今後、関係政令・内閣府令の整備を図るとともに、新制度を円滑かつ適切に実施していく必要があります。また、我が国会計基準の国際的なコンバージェンスの推進に向けた取り組みについても、引き続き進めていく必要があります。